

# 令和4年宮城県内市町村におけるラスパイレス指数の状況(仙台市を除く)

宮城県内市町村におけるラスパイレス指数<sup>※1</sup>(全国との比較)

区分	R4	R3	前年比
宮城県内平均 <sup>※2</sup> (A)	95.6	95.2	0.4
全国平均(B)	98.9	99.0	▲ 0.1
比較(A-B)	▲ 3.3	▲ 3.8	0.5

(すべて地域手当<sup>※3</sup>補正前の指数)

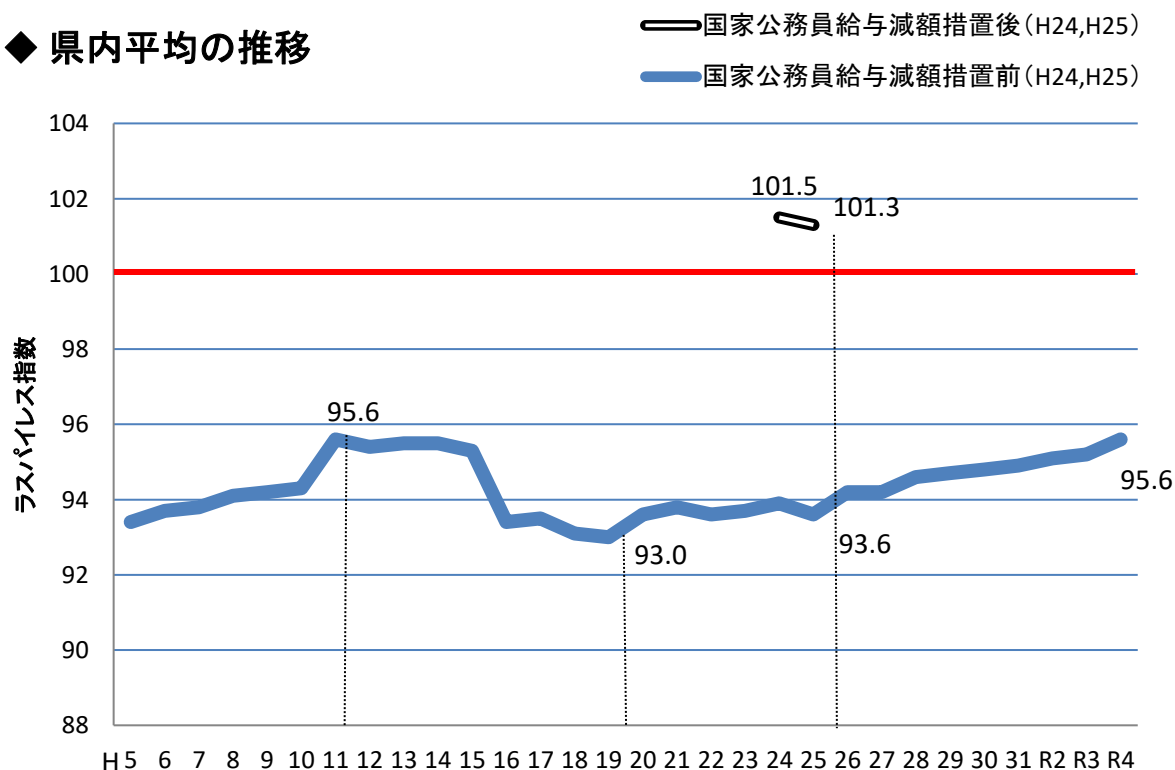
【ラスパイレス指数100超過団体無し】

(※1)「ラスパイレス指数」とは全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数。(別紙「ラスパイレス指数の算出方法」参照。)

(※2)平均値は、市町村の指数の単純平均ではなく、仙台市を除く市町村の学歴別・経験年数別の平均給料月額を改めて算出した上で指数化したもの。

(※3)地域手当とは、地域の民間の賃金水準を反映させる目的で民間の賃金水準の高い地域に勤務する職員に支給される手当。宮城県内市町村(仙台市除く)で地域手当が支給されている地域及び支給率は次のとおり。  
 名取市3%、多賀城市10%、富谷市6%、利府町3%(国と同じ)

## ◆ 県内平均の推移



…国家公務員の給与改定・臨時特例法による措置(平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間にわたる平均7.8%の給与減額)により、平成24年、平成25年の指数は減額措置前と比較すると大幅に上昇していた。

### ◆ 全国との比較

区分	市	町村	市町村計
県内(A)	96.2	94.3	95.6
全国(B)	98.7	96.3	98.9
比較(A-B)	▲ 2.5	▲ 2.0	▲ 3.3

※全国(B)の「市町村計」は全地方公共団体平均(都道府県, 指定都市, 特別区含む)

…令和4年の県内13市のラスパイレス指数の平均は96.2で, 全国平均より2.5ポイント下回っている。また, 県内21町村のラスパイレス指数の平均は94.3で, 全国平均より2.0ポイント下回っている。

### ◆ 前年との比較

区分	市	町村	市町村計
R4	96.2	94.3	95.6
R3	95.8	93.9	95.2
増減	0.4	0.4	0.4

…令和4年の県内34市町村のラスパイレス指数の平均は95.6で, 前年より0.4ポイント上回っている。

### ◆ 分布状況

(単位: 団体)

年	90未満	90以上～ 95未満	95以上～ 100未満	100以上～ 105未満	105以上
R4	1 (2.9%)	12 (35.3%)	21 (61.8%)	0	0
R3	1 (2.9%)	16 (47.1%)	17 (50.0%)	0	0

…令和4年の県内34市町村のラスパイレス指数の分布状況は90未満が2.9%, 90以上～95未満が35.3%, 95以上～100未満が61.8%となっている。

## 令和4年県内市町村ラスパイルズ指数 (仙台市を除く)

団体名	R4.4.1		R3.4.1
	ラスパイルズ指数 B	増減 B-A	ラスパイルズ指数 A
石巻市	96.3	0.1	96.2
塩竈市	96.4	▲ 0.8	97.2
気仙沼市	98.7	3.3	95.4
白石市	97.1	0.6	96.5
名取市	96.6	0.6	96.0
角田市	96.5	▲ 0.2	96.7
多賀城市	94.0	0.8	93.2
岩沼市	95.8	▲ 0.2	96.0
登米市	93.9	0.5	93.4
栗原市	94.3	0.0	94.3
東松島市	95.6	▲ 0.3	95.9
大崎市	98.2	0.0	98.2
富谷市	93.0	0.1	92.9
<b>市平均</b>	<b>96.2</b>	<b>0.4</b>	<b>95.8</b>
蔵王町	98.0	0.5	97.5
七ヶ宿町	97.1	▲ 0.5	97.6
大河原町	96.4	0.2	96.2
村田町	95.5	2.7	92.8
柴田町	96.1	0.1	96.0
川崎町	97.3	▲ 0.9	98.2
丸森町	89.6	0.4	89.2
亘理町	94.4	0.6	93.8
山元町	91.5	0.3	91.2
松島町	93.3	1.2	92.1
七ヶ浜町	92.2	0.3	91.9
利府町	96.7	0.2	96.5
大和町	95.5	▲ 0.5	96.0
大郷町	95.1	1.0	94.1
大衡村	95.4	1.1	94.3
色麻町	96.0	0.0	96.0
加美町	94.4	0.0	94.4
涌谷町	92.6	▲ 0.3	92.9
美里町	94.7	0.2	94.5
女川町	95.0	1.0	94.0
南三陸町	91.7	0.6	91.1
<b>町村平均</b>	<b>94.3</b>	<b>0.4</b>	<b>93.9</b>
<b>全市町村平均</b>	<b>95.6</b>	<b>0.4</b>	<b>95.2</b>

※ 平均値…相加平均ではなく、加重平均により算出

【別紙】

## ラスパイルス指数の算出方法

ラスパイルス指数： 国家公務員行(一)の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

### ○ラスパイルス指数の算出方法

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

【計算例】

(大学卒)

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	1,262	1,775	1,765	2,240,050	2,227,430
1年以上2年未満	1,298	1,817	1,839	2,358,466	2,387,022
2年以上3年未満	1,640	1,885	1,906	3,091,400	3,125,840
3年以上5年未満	4,359	1,989	2,020	8,670,051	8,805,180
5年以上7年未満	5,038	2,154	2,190	10,851,852	11,033,220
7年以上10年未満	8,173	2,397	2,419	19,590,681	19,770,487
10年以上15年未満	13,201	2,827	2,807	37,319,227	37,055,207
15年以上20年未満	12,095	3,381	3,322	40,893,195	40,179,590
20年以上25年未満	9,392	3,871	3,710	36,356,432	34,844,320
25年以上30年未満	7,230	4,183	4,016	30,243,090	29,035,680
30年以上35年未満	4,320	4,335	4,256	18,727,200	18,385,920
35年以上	920	4,437	4,468	4,082,040	4,110,560
計	68,928			F 214,423,684	G 210,960,456

(短大卒)

計	13,757			H 44,262,481	I 44,378,594
---	--------	--	--	-----------------	-----------------

(高校卒)

計	61,665			J 211,296,645	K 209,038,355
---	--------	--	--	------------------	------------------

(中学卒)

計	163			L 503,697	M 532,528
---	-----	--	--	--------------	--------------

$$\begin{aligned} \text{ラスパイルス指数} &= \frac{G+I+K+M}{F+H+J+L} \times 100 \\ &= \frac{(210,960,456) + (44,378,594) + (209,038,355) + (532,528)}{(214,423,684) + (44,262,481) + (211,296,645) + (503,697)} \times 100 \\ &= 98.81472 = 98.8(\text{小数点以下第2位四捨五入}) \end{aligned}$$

# 宮城県内市町村の特殊勤務手当の状況(手当数) (仙台市を除く)

令和4年4月1日現在

年度	R4	R3	R2	H31	H30	H29	H28	H27	H26	H25
手当数	274	266	261	262	244	244	261	259	259	259
増減数	8	5	▲1	18	0	▲17	2	0	0	259
縮減率	▲3.0%	▲1.9%	0.4%	▲7.4%	0.0%	6.5%	▲0.8%	0.0%	0.0%	▲1.2%

**特殊勤務手当については、27団体が支給しています。**

※ 増減数内訳(R4):石巻市(2), 気仙沼市(4), 多賀城市(▲1), 登米市(2), 南三陸町(1)

※ 特殊勤務手当全廃団体(7団体)

富谷市, 大河原町, 亘理町, 大和町, 大郷町, 大衡村, 色麻町

…特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に対して支給される手当です。

…したがって、勤務の特殊性が認められないにもかかわらず特殊勤務手当として支給しているものや、支給すべき対象となる職員の範囲が広すぎるもの、他の手当又は給料で既に措置されているにもかかわらず支給しているもの等、制度の趣旨に合致しないと認められる手当については、廃止を含めた見直しを図る必要があります。

<特殊勤務手当に係る全国の是正状況「地方公務員給与実態調査結果」より>

是正年度	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
都道府県	1	5	1	7	4	4	3	9	11	13
指定都市	0	0	0	3	0	2	2	4	1	1
市区	10	11	22	32	26	39	31	52	52	63
町村	7	11	12	7	13	16	18	16	23	111
計	18	27	35	49	43	61	54	81	87	188

※ 数値は是正団体数。

※ 是正状況には、廃止のほか、支給要件(対象, 支給額等)の見直しを含む。

※ 特殊勤務手当については、是正手当数の集計が行われていないことから、縮減割合の算定は不可。

# 宮城県内市町村の地域手当の状況 (仙台市を除く)

令和4年4月1日現在

支給地域	国支給率	団体支給率	国と団体の支給率の異なる内容等
名取市	3%	3%	
多賀城市	10%	10%	
富谷市	6%	6%	
利府町	3%	3%	

…地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当です。支給地域及び支給率は、国の基準に準じて定めることとされています。

…地域手当の月額は、以下により求められます。  
地域手当の月額 = (給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率(%)

…県内の地域手当支給地域: 仙台市(6%), 名取市, 多賀城市, 富谷市, 利府町